

随意契約の公表
(令和6年11月分)

番号	事業実施課	契約名称	契約締結年月日	契約の相手方の名称及び所在地	契約金額(消費税等含む)	地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号(※)	随意契約の理由
1	デジタル活用推進課	デジタルワークスタイル基盤賃貸借契約	令和6年11月11日	(賃貸人) ㈱JECC 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号 (売主) ㈱大塚商会 広島支店 広島県広島市中区中町8番12号	(月額) ¥7,882,710	第2号	本市では令和6年10月より、グループウェアやTeams等を利用するためにデジタルワークスタイル基盤の環境構築を行っている。この基盤を職員が安定的に利用するためには、Microsoft365 E3ライセンス及びローカルブレイクアウトのサービス利用料、サポート保守等が必須となるため、本契約はそれらの調達を行うものである。 契約の相手方については、今年度本市でのデジタルワークスタイル基盤環境構築を行っており、Microsoft365の構成を熟知しており、2023年12月から本市で契約している一般料金より格安の特別プランでライセンス調達が可能な株式会社大塚商会広島支店と随意契約を締結した。 なお、株式会社大塚商会広島支店が指定した株式会社JECCを賃貸人とした。
2	職員課	令和6年度胃がん・子宮頸がん・乳がん検診業務委託契約	令和6年11月1日	公益財団法人 香川県総合健診協会 高松市郷東町587番地1	(1人あたり) 胃部X線検査 ¥5,874 子宮頸部細胞診 ¥4,895 乳房X線検査(内外斜位方向撮影) ¥5,148 乳房X線検査(頭尾方向撮影) ¥1,650	第2号	県内で胃がんの集団検診ができる医療機関は4機関あるが、子宮・乳がん検診の出張検診ができるのは香川県総合健診協会のみであり、また、従前より同協会に検診を委託しているが、検診歴を参照した検診結果を作成でき、検査精度が良いので、同協会と契約を締結した。

番号	事業実施課	契約名称	契約締結年月日	契約の相手方の名称及び所在地	契約金額(消費税等含む)	地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号(※)	随意契約の理由
3	まなび文化課	令和6年度MIMOCA ゲートプラザ文化発信 プロジェクト業務委託	令和6年11月1日	公益財団法人 ミモカ美術振興財団 丸亀市浜町80-1	¥700,000	第2号	<p>本業務は、丸亀市猪熊弦一郎現代美術館のゲートプラザ等を活用し、丸亀駅周辺における賑わいを創出するとともに、様々な分野と連携したプログラムの提供により、幅広く市民に来館を促す契機とすることを目的に実施するものである。</p> <p>契約の相手方の公益財団法人ミモカ美術振興財団は、同美術館の指定管理者であることから柔軟かつ適切な施設の運用が可能であるとともに、これまでにゲートプラザを活用したマルシェやコンサート等の多彩なプログラムを実施してきた実績を有していることから、唯一の契約の相手方として随意契約を締結した。</p>
4	スポーツ推進課	第10回丸亀なでしこスマイル☆サッカー交流大会開催業務委託	令和6年11月18日	丸亀なでしこスマイル☆サッカー交流大会開催実行委員会 丸亀市金倉町924番地1	¥2,500,000	第2号	<p>本市においては、平成23年にサッカーを楽しむ丸亀高等女学校の生徒を写した絵葉書が発見され、以来、国内女子サッカーの聖地として、本市が女子サッカーの啓発や普及を推進することにより、将来的な女性のスポーツ振興やスポーツ環境の改善に寄与するものであると期待されている。そこで、本市において全国規模の小学生女子サッカー交流大会を開催することにより、活動機会を創出し、交流を深めることで、児童の健全な育成を図るとともに、競技人口の増加や競技レベルの向上を目指すものである。本年度については、昨年度本大会に参加実績のある中四国チームに加え、さらなる参加チーム数増加に向けて実施することになったが、円滑な大会運営を実現するためには、業務を総括的に委託する必要がある。そこで、本市女子サッカー普及啓発活動の趣旨を理解した上で、市内のサッカーやスポーツ活動、大会運営等に精通したメンバーで構成し、丸亀なでしこスマイル☆サッカー交流大会の開催に必要な事業を行うことを目的とした「丸亀なでしこスマイル☆サッカー交流大会開催実行委員会」にその業務を委託することが、経費削減や事業効果、継続性の観点からも、本市におけるメリットが大きいと考えられることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により同実行委員会と随意契約を締結した。</p>

番号	事業実施課	契約名称	契約締結年月日	契約の相手方の名称及び所在地	契約金額(消費税等含む)	地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号(※)	随意契約の理由
5	福祉課	移動支援事業業務委託	令和6年11月21日	(株)古里 香川県善通寺市弘田町285番地4	30分未満/¥2,300 30分以上1時間未満/¥4,000 1時間以上1.5時間未満/¥5,800 1.5時間以上2時間未満/¥6,550 2時間以上2.5時間未満/¥7,300 2.5時間以上3時間未満/¥8,050 以後30分ごと/¥700	第2号	契約の相手方となる事業所の要件については、要綱第5条に規定しているところであるが、当該要件を全て満たす事業所は多数存在し、実際利用者のいない事業所も含まれることから、現に利用者がいる事業所、またはこれまでに利用者が存在しこれから利用が見込まれる事業所と随意契約を締結した。
6	産業観光課	「丸亀うちわ」リーフレット及び「丸亀うちわミュージアム」リーフレット印刷製本業務委託	令和6年11月15日	バーリーズ合同会社 丸亀市瓦町34-2	¥1,724,580	第2号	現在「丸亀うちわ」リーフレット及び「丸亀うちわミュージアム」リーフレットの作成をバーリーズ合同会社が担当しており、リーフレット作成に必要な写真等のデータを多数保有している。現行のデザインを継続し早期の事業効果を実現するため、随意契約を締結した。
7	ボートレース事業局 営業課	G I 京極賞開設72周年記念競走 公開勝利者インタビュー業務委託	令和6年11月5日	(株)日本レジャーチャンネル 東京都港区六本木5丁目16番7号	¥2,530,000	第2号	契約の相手方は、ボートレース専用チャンネルである「レジャーチャンネル」の運営事業者であり、チャンネル内の実況中継番組へ「公開勝利者インタビュー」を配信可能な唯一の業者であるため、同社より見積書を徴し、適正な価格で随意契約を締結した。

番号	事業実施課	契約名称	契約締結年月日	契約の相手方の名称及び所在地	契約金額(消費税等含む)	地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号(※)	随意契約の理由
8	ボートレース事業局営業課	G I 第68回四国地区選手権競走ノベルティ製作発送業務委託	令和6年11月8日	(株)大広西日本 高松市中野町29番地5	¥3,654,420	第2号	<p>本業務は、ノベルティを製作し、本場来場者および全国の協力場外発売場に配布することで、G I 第68回四国地区選手権競走の開催告知としてファンサービスを行うことを目的としたものである。またノベルティについては地域の特産品をイメージする商品を活用することで、他場との差別化を図るとともに、広告宣伝効果も期待ができる。</p> <p>今回は、過去にBTSからの聞き取り調査でファンから好評であった「厚切りじゃがポテト(うどんのだし味)を選定した。上記商品は、新商品開発のために昨年度実施したプロポーザルで採用されたため、今後も活用していきたい。</p> <p>契約の相手方は、プロポーザル委員会にて採用された上記商品の提案元であり、本業務を遂行できる唯一の業者であるため、同社と随意契約を締結した。</p>
9	ボートレース事業局営業課	キャッシュレス投票端末機修理	令和6年11月5日	日本トーター(株) 東京都港区港南二丁目16番1号	¥350,900	第2号	<p>通常の修理は保守業務委託内での対応となるが、本件は令和6年8月28日に発生した、第3投票所におけるキャッシュレス投票端末機の画面を割る等の器物破損行為による修理である。警察には被害届を提出し加害者は特定されており、本件の費用は加害者から徴収中である。現在の投票機器等は、日本トーター(株)が導入し保守運営を行っている。本件の契約の相手方については、導入業者であり運用保守を請け負っている日本トーター(株)以外には対応が不可能であることから、同社から別途見積書を徴し、同社と適正な価格で随意契約を締結した。</p>

番号	事業実施課	契約名称	契約締結年月日	契約の相手方の名称及び所在地	契約金額(消費税等含む)	地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号(※)	随意契約の理由
10	ボートレース事業局営業課	令和6年度ファンクラブ会員用カレンダー制作業務委託	令和6年11月27日	第一印刷(株) 愛媛県今治市喜田村1丁目6番40号	¥429,000	第2号	本業務は、ボートレースまるがめファンクラブ会員へのファンサービスとして香川支部選手のカレンダーを制作する業務であり、委託業者はボートレースに関する専門知識が必要になる。そのため、過去に業務を請け負い、以前にも類似する業務経験を有する事業者より見積書を渡し、最低金額提示者と随意契約を締結した。
11	ボートレース事業局営業課	令和6年度ファンクラブ会員事業業務委託	令和6年11月3日	西日本放送サービス(株) 西讃支社 丸亀市土器町東8丁目538	¥796,000	第2号	契約の相手方は、プロポーザル委員会において決定した業者と随意契約を締結した。

※ボートレース事業局、下水道課の契約については、地方公営企業法施行令第21条の14第1項中の該当号を示す